

# 特定原子力施設の指定について

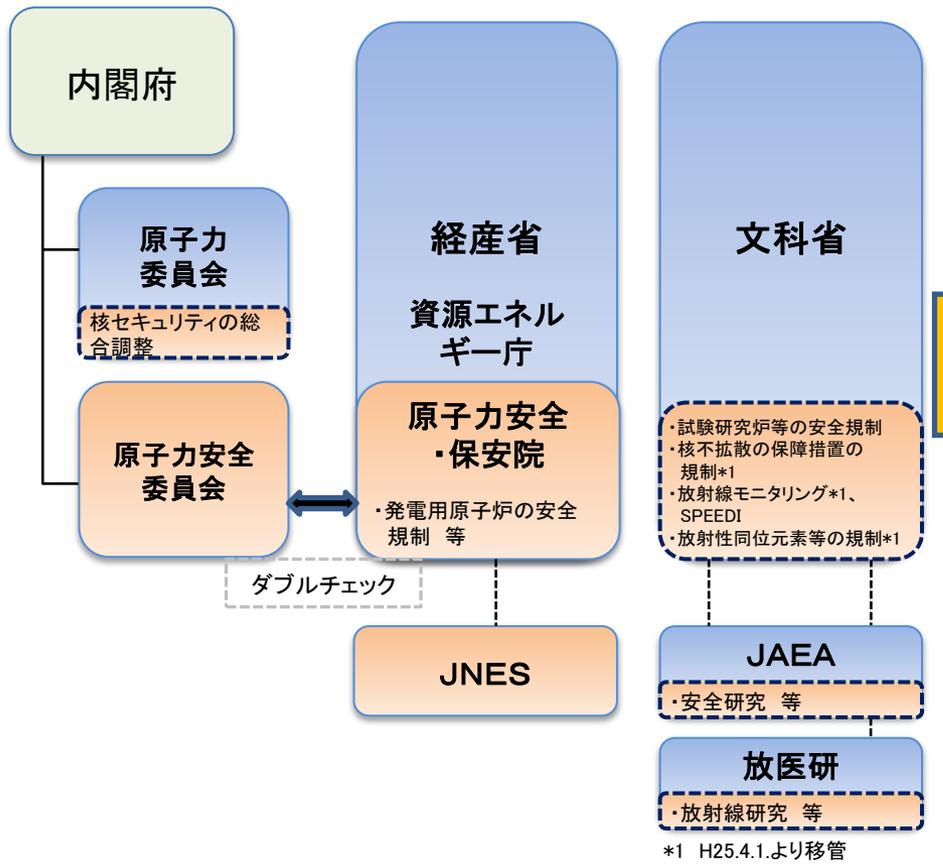
平成24年10月29日  
原子力規制庁

# 1. 原子力規制委員会について

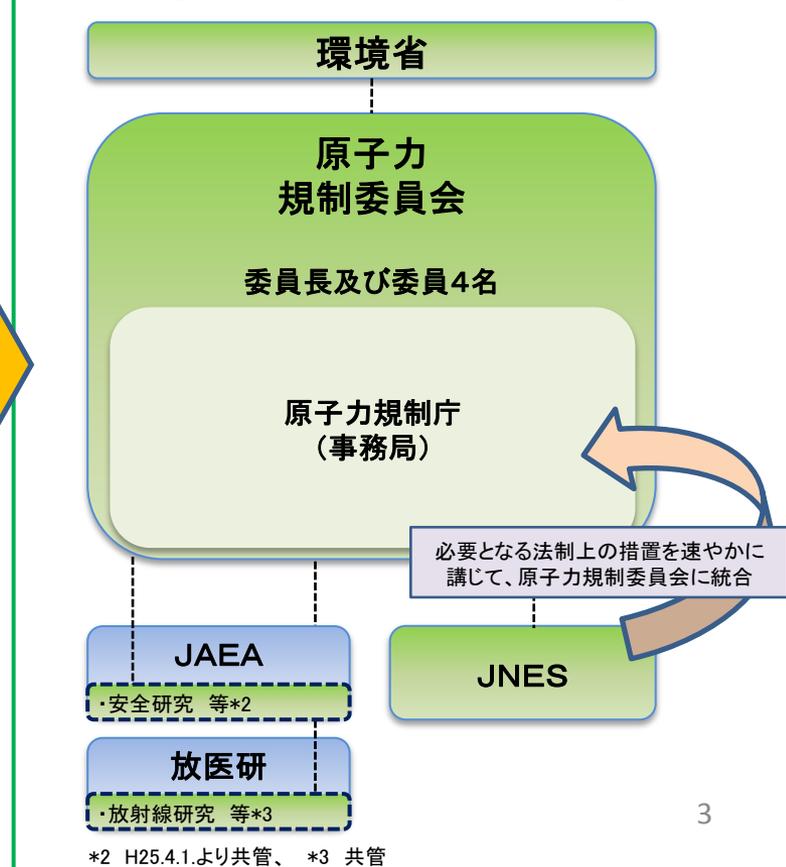
# 原子力規制委員会の発足

- 独立性の確保: 「利用の推進」と「安全規制」を同じ組織の下で行うことによる問題を解消するため、経済産業省から安全規制部門を分離し、環境省の外局組織として「原子力規制委員会」を設置(原子力規制委員会は、上級機関からの指揮監督を受けず、独立して権限を行使することを保障されている)
- 原子力規制組織の一元化: 原子力安全規制、核セキュリティ、核不拡散の保障措置、放射線モニタリング、放射性同位元素等の規制を一元化
- 危機管理体制の強化: 内閣に「原子力防災会議」を設置し、関係機関との緊密な連携の下で原子力防災対策を推進

## 【これまでの原子力規制組織】



## 【新しい原子力規制組織】



# 原子力規制委員会の委員長・委員



委員長 田中 俊一

日本原子力研究所に入所し、平成11年に発生したJCO臨界事故に際して、専門家として現場において事故収束を指導。昨年の東電福島原発事故後、原子力に責任ある専門家として国民に深く謝罪するとともに、原子力安全の在り方を訴えた。また、福島県における放射能除染活動に先頭に立って取り組んだ。



委員 島崎 邦彦

元東京大学地震研究所教授。地震予知連絡会会長、中央防災会議専門委員、日本活断層学会会長等を歴任。活断層や地震発生の長期予測に関し、専門家としての立場から国民の安全を確保するために必要な対策に関する見解を提言してきている。



委員 更田 豊志

日本原子力研究所に入所し、核燃料の事故時の損傷等に関する研究に従事し、シビアアクシデント対策を含む原子力安全の研究を実施。OECD原子力機関原子力施設安全委員会ワーキンググループ議長として、国際的な原子力安全研究協力を行った。



委員 中村 佳代子

慶應義塾大学医学部及び同大学病院で核医学の研究と実践に従事した他、日本アイソトープ協会医療連携室長、放射線審議会委員などを歴任。放射線医療の現場における医師、放射線技師、医薬品メーカーなどの専門家及び患者との間のコミュニケーションに努めた。



委員 大島 賢三

外務省に入省し、経済協力局長、国際連合日本政府代表部特命全権大使等を歴任。また、国連事務次長としてチェルノブイリ原発事故の被災者に対する国際支援に従事した他、東京電力福島第一原子力発電所事故調査委員会委員として事故原因究明に当たった。

# これまでの主な活動(1)

※赤枠は東京電力福島第一原子力発電所関連

## 第1回会議(平成24年9月19日)

議題1: 委員会発足の時点で速やかに決めておくべき事項

議題2: 新組織の発足にあたって—国民の信頼回復に向けて—

## 第2回会議(平成24年9月26日)

議題1: 原子力災害対策指針の策定について

議題2: 関西電力(株)大飯発電所の敷地内破砕帯の調査に係る基本的方針について

議題3: 東京電力福島第一原子力発電所3号機使用済燃料プール内の鉄骨滑落事象について

議題4: 国際原子力機関(IAEA)第56回総会の結果概要について

議題5: 原子力規制委員会の保有情報の公開等の事務手続について

議題6: 委員会における書面による決定に係る規定の削除について—

## 第3回会議(平成24年10月3日)

議題1: 原子力災害対策指針のたたき台について

議題2: 特定原子力施設の指定及び措置を講ずべき事項について

議題3: 環境モニタリング結果の評価について

議題4: 原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くに当たっての透明性・中立性に関する基本的考え方(案)

# これまでの主な活動(2)

## 第4回会議(平成24年10月10日)

※赤枠は東京電力福島第一原子力発電所関連

議題1: シビアアクシデント対策規制を含む基準等の策定について

議題2: 特定原子力施設に係る「措置を講ずべき事項」の検討について

議題3: 東京電力福島第一原子力発電所第3号機使用済燃料プールへの鉄骨落下事象報告の評価について

議題4: 最近1ヶ月の環境モニタリング結果の解析について

議題5: 原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について

## 第5回会議(平成24年10月17日)

議題1: 敷地内破砕帯の評価に関する有識者会合について

議題2: 特定原子力施設に係る「措置を講ずべき事項」の検討等について

議題3: 福島第一原子力発電所3号機タービン建屋における放射性物質を含む水の漏えいについて

議題4: 原子力災害対策指針に関する自治体からの意見聴取(福島県)

議題5: 原子力災害対策指針に関する有識者からのヒアリング結果概要(放射線医学総合研究所)

## (趣旨)

原子力規制委員会発足後、福島県民をはじめとした国民の不安にこれまで以上に積極的に応えて行くことが必要。事故原因の究明を継続し、得られた知見の全てを安全性の継続的な向上に反映する。また、放射線被ばくに係る健康管理のあり方も議論する。今後の廃炉プロセス等における安全確保にも、積極的に関与する。さらに、委員自身が現地の状況を確認し、現地での万全の体制を構築する。

## (主なポイント)

### 1. 事故原因の究明

○原子力規制委員会において継続的に事故原因を究明するための体制を構築する。

### 2. 放射線被ばくに係る健康管理

○住民の放射線被ばくに係る健康管理についての方針を検討する。

### 3. 廃炉プロセス等に対する規制当局としての対応

○1～4号機の中長期的な安全確保及び信頼性の向上に積極的に関与し、規制当局として事業者を求めるべき対応を検討するため、原子力規制委員会において何らかの場作り等を検討する。

### 4. 福島の現場での体制

○原子力規制庁

- ・福島第一、第二それぞれに原子力規制事務所(第一:所長以下7名、第二:所長以下6名)を設置する。
- ・加えて、福島地域全体を統括する業務総括(課長級)1名を配置する。
- ・また、規制庁審議官1名を、福島担当とする。

(※)現地対策本部 (福島県福島市中町8番2号 自治会館内)

住民一時立ち入り支援等が業務の中心であり、本部長は経産副大臣、副本部長兼事務局長は経産省審議官。

### 5. 現地視察

○被災者の不安に積極的に応えるためには、委員自身が現場の状況を深く理解することが不可欠。  
9月15日に全委員が福島第一原子力発電所サイト内を視察。

## 2. 東京電力福島第一原子力発電所 の特定原子力施設への 指定について



## 福島第一原子力発電所に係る特定原子力施設指定に伴う 安全確保方法の移行について

### 現在の安全確保の仕組み

#### ○応急の措置

- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所は、炉心損傷等の原子力事故が発生したことから、その危険な状態に対処するため、原子炉等規制法第64条第1項に基づいて、応急の措置として対応している。

#### ○施設運営計画

- ・当面、3カ年程度の期間において、原子炉の冷却等廃炉に向けた作業が開始されるまでに対処すべき事項として、原子力安全・保安院は「中期的安全確保の考え方」を東京電力に示し、策定された「施設運営計画」の安全評価を通じて安全性の確認を行っている。

#### ○信頼性向上実施計画

- ・設備が仮設であることにより、漏えい事象の発生などの脆弱性に起因するトラブルが多発したことから、原子力安全・保安院は行政指導により、東京電力に「信頼性向上対策実施計画」を策定させ、その評価を通じて安全確保を行っている。



### 特定原子力施設による安全確保の仕組み

#### ○「特定原子力施設」への指定

- ・原子力事故が発生し、応急の措置を講じている施設に対して、当該施設を「特定原子力施設」に指定し、設備の状況に応じた、廃炉のための措置に向けた特別な安全管理を適切に講じさせる枠組み。

#### ○「実施計画」を用いた審査・検査

- ・「特定原子力施設」の指定後、直ちに、「措置を講ずべき事項」を事業者を示し、当該事項に基づく「実施計画」を事業者に策定させ、原子力規制委員会は、当該実施計画の妥当性を評価するとともに、適切な対応が行われているかを検査することにより安全確保を行うこととなる。

#### ○安定的・継続的な枠組みによる廃炉のための措置に向けた安全性確保

- ・廃炉のための措置に向けた作業の進捗や燃料デブリ取り出し等に対する技術開発の進捗などの状況変化に対応するため、「実施計画」の変更命令などによる対応策の追加などを通じて、継続的に安全性を確保。

### 特定原子力施設の制度趣旨

○災害が発生した原子力施設について、施設の状況に応じた適切な方法による管理を行う制度。

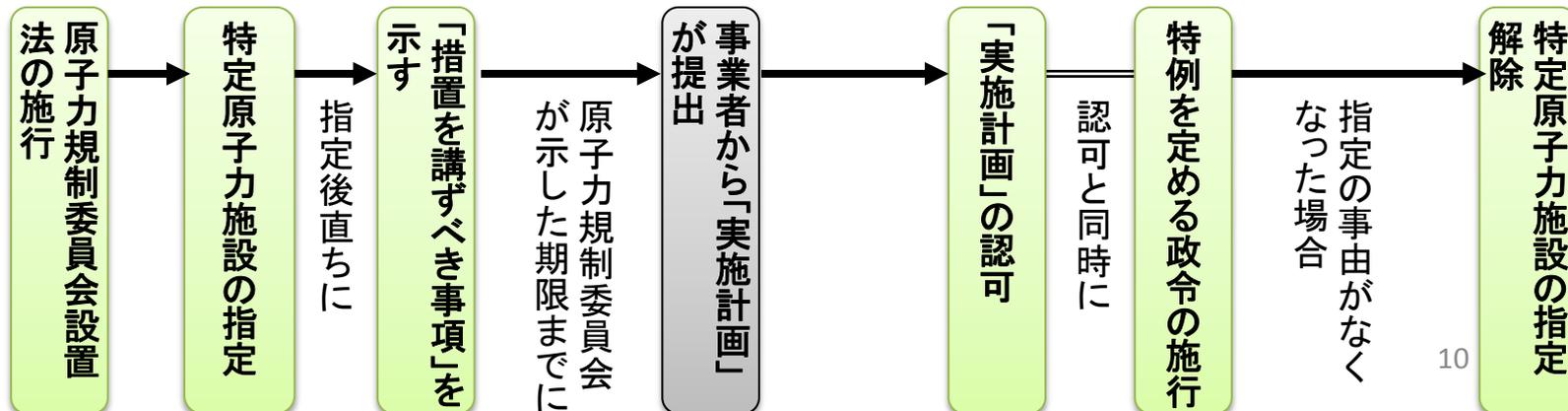
### 特定原子力施設の制度概要

- 災害への応急措置後も特別の管理が必要な施設を「特定原子力施設」として原子力規制委員会が指定。
- 原子力規制委員会は、指定後直ちに特定原子力施設に対して「措置を講ずべき事項」を示す。
- 原子力規制委員会は、当該事項に基づき事業者が作成する「実施計画」に基づき施設の安全を管理。
- 特例を定める政令によって、特定原子力施設に関する原子炉等規制法の適用関係を整理（法の規定を適用除外にするなど）。

### 東電福島第一原発の現状と指定の必要性

- 現在、東京電力福島第一原子力発電所は、形式的には平常時の原子炉等規制法の規定を必ずしも全て遵守することが困難な状況であり、原子炉等規制法第64条に基づく応急措置も講じつつ、施設運営計画や信頼性向上対策に係る実施計画などを通じてその必要性、安全性について確認し、必要な規制を実施。
- 東京電力福島第一原子力発電所の特別な管理は今後も続くことが想定される中、長期間、応急措置に基づく安全規制を行うことや原子炉等規制法の規定を形式的にでも遵守できない状況を継続することは適当ではなく、こうしたことから、東京電力福島第一原子力発電所を特定原子力施設として指定することが必要。

### スケジュール



<第3回会議(10月3日)>

(更田委員)○これから長期間にわたって行われる廃炉に向けた作業のトータルの安全性ということを考えたら、例えば、無駄な作業が行われないこと、作業が効率的に行われていること、そういったことが非常に重要。トータルの意味でのリスクを下げることになります。

(田中委員長)○福島第一については、その安全を確保するために積極的に関与していく。



## 「措置を講ずべき事項」の検討の方向性

- 全体工程を明確にし、特定原子力施設の各設備及び全体のリスク評価を実施させることとする。
- 燃料デブリの取り出しや原子炉格納容器内の止水、廃炉など今後の技術の進展を踏まえて、具体的な措置が検討されるものについては、その進展状況等を踏まえつつ、措置を講ずべき具体的な事項を**実施計画の変更命令として措置**をしていくこととする。
- 特定原子力施設全体のリスクの低減や最適化を図るとともに、規制委員会として積極的に安全確保のあり方に関与・提言していくこととする。

## 「措置を講ずべき事項」の目標

- できる限り速やかな燃料取出しの完了等特定原子力施設全体のリスクの低減及び最適化を図るための効率的な措置を講ずること
- 1～4号機は廃炉に向けたプロセスの安全性の確保、燃料デブリの取出し・保管を含む廃止措置を完了すること
- 5・6号機は冷温停止の維持・継続を確保すること。

### 1～4号機の課題

- ①原子炉及び使用済燃料プールの冷却・維持
- ②水素爆発防止対策

### 5・6号機の課題

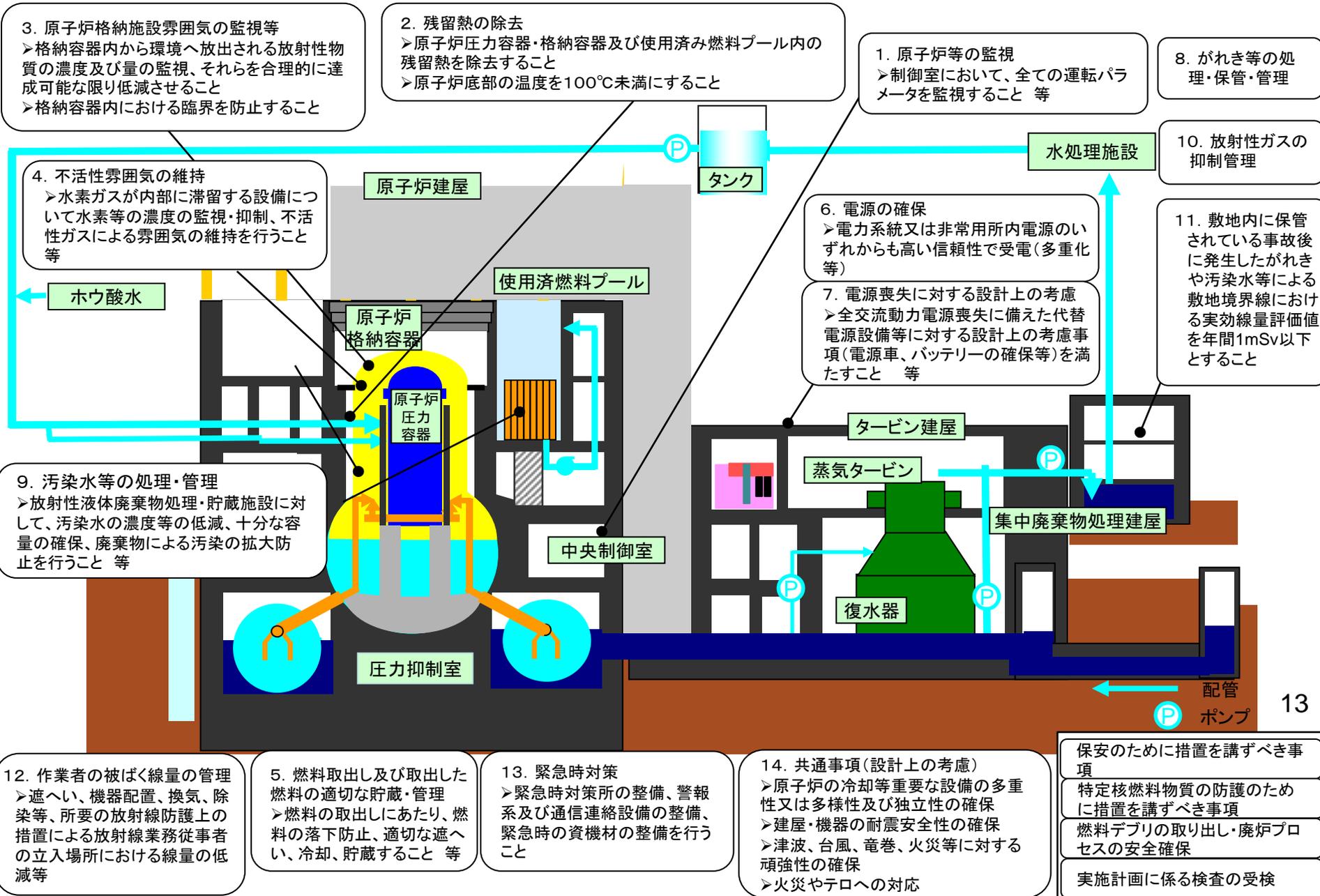
- ①原子炉及び使用済燃料プールの冷却・維持

### 共通事項

- ③使用済燃料等の早期取出し、④電源喪失対策、⑤固体放射性廃棄物の処理・保管・管理、⑥液体放射性廃棄物の処理・保管・管理、⑦気体放射性廃棄物の処理・管理、⑧敷地境界線量の低減
- ⑨作業員の被ばく線量の低減、管理、⑩緊急時対策、⑪耐震安全性など設計上の共通の考慮事項、⑫特定原子力施設の保安、⑬核燃料物質の防護
- ⑭燃料デブリ取出し
- ⑮廃止措置



# 東京電力福島第一原子力発電所(1~4号機)に対する 措置すべき事項の検討について



<第4回会議(10月10日)>

(田中委員長)○特に福島の人にとっては、(1Fの)安全確保は非常に関心が高いし、大事なことです。そのあたりも踏まえて、いろいろな外部の方の御協力を仰ぐようお願いしたいと思います。

<第5回会議(10月17日)>

(田中委員長)○今の福島県をはじめとした周辺自治体は、(1Fの)行く末についてはかたずをのんで見守っているところがありますので、是非、率直な御意見を伺って、きちっとした対応をしていきたいと思っています。

(大島委員)○海外の知見を国内に取り入れつつ、これを進めるのかという取組についても、あまり遅くならないうちに検討を始めていく必要がある。

## 特定原子力施設の指定に関する今後の予定

### 原子力規制委員会でのこれまでの検討

- 第3回規制委員会での審議(10月3日) : 特定原子力施設への指定に関する検討
- 第4回規制委員会での審議(10月10日) : 「措置すべき事項」(骨子案)の検討
- 第5回規制委員会での審議(10月17日) : 「措置すべき事項」(素案)の検討

### 関係者からの意見聴取・ヒアリングの実施予定

- 一般からの意見・提案募集(10/17～10/30 2週間:ホームページからの意見募集)
  - 関係自治体の説明・意見聴取(福島県、関係12市町村への個別訪問)
  - 有識者からのヒアリング(福島県推薦を含む有識者からのヒアリング)
  - 被規制者(東京電力)からのヒアリング
- これらの意見聴取・ヒアリングを踏まえて「特定原子力施設」の指定及び「措置すべき事項」等を決定

### 特定原子力施設の監視・評価に向けた体制の強化

- 「特定原子力施設」への指定後、東京電力から提供される「実施計画」を審査
  - 施設の中長期的な安全確保を的確に監視・評価を実施
- 規制委員会に同委員会委員、規制庁職員及び有識者から構成する「監視・評価検討会」を設置して、安全の審査、監視・評価を実施。(海外からの知見も活用)